

随意契約理由書

本工事は、契約局において令和2年10月21日に電子入札公告を行い、同年11月10日に開札されましたが、入札不調となり、同年11月13日に再度入札されたが、再び不調となり入札執行が取り止めとなった。

しかしながら、下記理由により、本工事を早急に施工完成させる必要があることから、再度公告入札に付すことができない。

1. 今回取替対象の火災受信盤・防災表示盤・副防災表示盤の各部品類はメーカーによる推奨取替え年数は5年となっているが、現在8年が経過している。機器の不具合により、市場内での火災発生時に対応ができなければ、大きな被害となる恐れがあることから、早急に工事を行う必要がある。
2. 工事の主要部分である自動火災報知設備の材料メーカーへの聞き取り調査では、機器の注文を受けてから納品まで、約2か月必要とのことから、早急に工事受注業者を決定し、工事着手しなければ今年度内に工事を完成させることができない。

以上のことから、見積書を取り、予算及び予定価格の範囲内で安値であったものと地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に基づき、随意契約を締結するものである。